

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2020年3月13日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 聡
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 関根 紀幸
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 関根 紀幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 700,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,438,949株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1. 上記普通株式（以下「本株式」といいます。）は、2020年3月13日付けの当社取締役会にて発行を決議しております。ただし、割当予定先であるニューセンチュリー有限責任事業組合（東京都世田谷区深沢八丁目6番6号 主たる組合員ニューセンチュリーキャピタル株式会社）との間の本株式の総数引受契約の締結及び本株式の引受の実行は、2020年3月30日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られること、2020年3月30日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案が事業再生ADR手続の対象債権者であるお取引金融機関様のすべての合意により成立すること、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て（1,308,690株）を払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していること、及び、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを前提条件としています。なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものです。
2. 割当予定先であるニューセンチュリー有限責任事業組合の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
3. 上記1.における「第3回債権者会議の続行期日」とは、事業再生ADR手続における第3回債権者会議の第2回目の期日（継続会）のことをいいます。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	15,438,949株	700,000,000	350,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	15,438,949株	700,000,000	350,000,000

- (注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は、350,000,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
700,000,000円を15,438,949株で除した額	700,000,000円を15,438,949株で除した額の2分の1に相当する額	1株			2020年4月7日

- (注) 1. 発行価格である「700,000,000円を15,438,949株で除した額」は45.34円（小数第三位四捨五入）、資本組入額である「700,000,000円を15,438,949株で除した額の2分の1に相当する額」は約22.67円（小数第三位四捨五入）です。
2. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
4. 払込の方法は、本有価証券届出書（以下「本届出書」といいます。）の効力発生後、払込期日までに本株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
5. 本株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社倉元製作所本社	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社七十七銀行本店	宮城県仙台市青葉区中央3丁目3番20号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

調達する資金の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
700,000,000円	9,000,000円	691,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、株価算定費用約200万円、発行に係る弁護士費用200万円、登録免許税490万円です。

(2)【手取金の使途】

資金調達の目的

当社は1975年10月に創業して以来、液晶ガラス基板の加工を中心に事業を展開して参りました。当社は2008年のリーマンショックに伴う受注の大幅減少が生じた際には、桃生工場を閉鎖し、270名の希望退職を募り、従来の4工場体制から3工場体制への縮小を図ることで、収益体制の再構築を図りました。その後当社の業績は横ばいで推移していたものの、2016年になって基幹事業である液晶業界における有力企業が経営不振に陥るなどしたため、当社の三重工場への発注が無くなる事態となりました。この事態を受けて、当社は、三重工場を閉鎖し、130名の希望退職を募るなどの追加的な経営改善策を実施しましたが、その後も、液晶業界は製造拠点を日本国内から台湾、韓国、中国本土へ移転する流れが続き、当社の大口顧客の発注が無くなるなどの事態が生じたため、工場の稼働が極めて低水準な状況が継続しました。

以上の結果、当社は2014年12月期から当期純損失が継続し、2018年12月期に55百万円の債務超過に陥りました。このため当社は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となることとなりました。

この間、当社といたしましては、債務超過を解消し、早期の収益構造の改善を推進するため、以下の諸施策を実施して参りましたが、経営合理化努力によっても収益力は改善せず、2016年9月末以降、お取引金融機関様からの借入金(合計2,155百万円)について元本の返済猶予措置を継続的に受ける状況となりました。

- 既存の基板事業について営業活動を強化し売上の増加を図る。
- 新たな収益源の確保を目的に既存技術・設備を活用した新規ビジネスを展開する。
- 変動費の一層の削減、固定費削減・コスト管理の強化を行い、事業規模に応じた経営の効率化を図るため組織体制及び人員配置の見直しを実施する。
- 固定資産の有効活用を行う。

しかしながら、上記の各取り組みだけでは、2019年12月末までに債務超過を解消することは困難な状況となりました。

前述のとおり、当社は、2018年12月末において東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となります。もっとも、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2019年12月期に係る決算短信の公表までに、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間猶予期間の延長が認められ、同事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

このような状況において、当社は、2019年12月25日、事業再生ADR手続の取扱団体である一般社団法人事業再生実務家協会(代表理事須藤英章 東京都港区虎ノ門5-11-12虎ノ門ACTビル4F。以下「事業再生実務家協会」といいます。)に対し、事業再生ADR手続の利用の正式申請を行い、同日受理されました。そして、2020年2月7日、事業再生ADR手続の対象債権者であるお取引金融機関様のすべての出席のもと、同手続に基づく

事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)を開催し、当社が策定した上記条件を満たす事業再生計画案についてご説明するとともに、事業再生実務家協会より、特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会が定める「特定認証ADR手続に基づく事業再生手続規則」第28条に基づき、事業再生実務家協会が選任する手続実施者(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 三村藤明弁護士、ひいらぎ総合法律事務所 清水祐介弁護士及び共栄会計事務所 楠政己公認会計士)がその法令適合性、公正・妥当性及び経済合理性について調査検証した調査報告書により、当該事業再生計画案が公正かつ妥当で経済合理性を有するものであるとの調査結果をご報告いただきました。その後、2020年3月6日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、同事業再生計画案の決議を2020年3月30日開催予定の第3回債権者会議の続行期日において決議することを決議しました。当社は、今後、当該続行期日において、すべてのお取引金融機関様の同意による成立を目指して参ります。なお、当社の2019年12月期決算につきましては、当社の所有する固定資産の減損処理に関し、上記事業再生計画案が将来キャッシュ・フローの見積金額に影響を与え、減損損失の計上額が定まらないことなどから、決算の確定が上記事業再生計画案の成立後となる見込みです。これに伴い、当社の2019年12月期決算短信の開示は、決算期末後50日を越えることとなるため、決算短信の開示後遅滞なく、その理由及び翌事業年度以降における決算の内容の開示時期にかかる見込みまたは計画について開示する予定です。

このような手続と並行して、当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合との間でスポンサー支援に関する交渉を進め、2020年3月13日、同有限責任事業組合とスポンサー契約を締結し、同社が当社の再生をスポンサーとして支援するにあたり、出資、事業支援、役員の派遣等について合意しました。そして、当社は、このスポンサー契約に基づき、同日開催の取締役会において、ニューセンチュリー有限責任事業組合を割当予定先とする第三者割当増資を決議しました。

当社としては、前述のとおり当社の財務内容の抜本的な改善を図り、かつ、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中において、第三者割当増資により迅速かつ確実に大規模な資本性資金を調達して、債務超過状態を解消し、運転資金を確保するとともに、収益構造の改革と業績の回復を推進するために、本第三者割当増資の手取金を設備資金及び運転資金に充当します。また、当社は、財務内容の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続において、お取引金融機関様から多額の金融支援を受けるため、第三者割当増資の手取金の一部をお取引金融機関様からの借入金の弁済金に充当します。

なお、本第三者割当増資に係るニューセンチュリー有限責任事業組合との間の本株式の総数引受契約の締結及び本株式の引受の実行は、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られること、2020年3月30日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案が事業再生ADR手続の対象債権者であるお取引金融機関様のすべての合意により成立すること、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て(1,308,690株)を払込日(2020年4月7日)と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していること、及び、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを前提条件としています。上記に、当社は2020年3月13日付で当社代表取締役社長鈴木聡との間で同氏の保有する当社の普通株式の全て(1,308,690株)を当社が無償取得することについての株式譲渡契約書を締結いたしました。当該無償譲渡は、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られること、2020年3月30日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案が事業再生ADR手続の対象債権者であるお取引金融機関様のすべての合意により成立することを前提条件とし、当該無償譲渡は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から当社への本第三者割当増資の7億円の払込日と同日における当該払込の直前に実行されることとなっております。

本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られなかったり、上記2020年3月30日開催予定の第3回債権者会議の続行期日においてお取引金融機関様のすべての合意が得られないなど、本第三者割当増資についての条件が成就しない場合、当社の事業再生計画案は事業再生ADR手続において不成立となり、その結果、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則の定めにより上場廃止となり、また、お取引金融機関様からの借入金の弁済ができず、事業継続が困難となる可能性があります。

(スポンサー契約の主な内容)

a. 事業再生計画の遂行

- ・当社とニューセンチュリー有限責任事業組合は、当社の事業再生ADR手続において、両社が協同して策定し提出した2020年2月7日付事業再生計画案について、cの条件充足を前提として、誠実かつ確実に履行する。

b. 募集株式の発行

(a) 募集株式の発行決議

- ・当社は2020年3月30日までに定時株主総会を開催し、以下に記載する条件で募集株式の発行についての決議を行う。

募集株式の数 普通株式15,438,949株

払込金額 1株あたり7億円を15,438,949株で除した金額(総額金7億円)

払込期日 2020年4月7日

増加する資本金の額 金350,000,000円

増加する資本準備金の額 金350,000,000円

割当方法 第三者割当の方法により、ニューセンチュリー有限責任事業組合に全てを割り当てる。

割当先 ニューセンチュリー有限責任事業組合

払込取扱金融機関 株式会社七十七銀行本店

(b) 総数引受契約

- ・当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合との間で別途締結する総数引受契約に基づき、ニューセンチュリー有限責任事業組合に対して株式を発行する。

(c) 保有方針

- ・ニューセンチュリー有限責任事業組合は当社に対し、株式の取得後、当社を子会社とし中長期的に当社株式を保有し続ける意向であることを表明する。

c. 総数引受契約の締結及び株式の引受の前提条件

- ・当社の定時株主総会において、第三者割当による募集株式の発行に関する特別決議が可決承認されること。
- ・当社の事業再生ADRが全ての対象債権者の同意により成立し終了すること。
- ・当社代表取締役鈴木聡が、同人名義の普通株式全て（1,308,690株）を当社に無償譲渡すること。
- ・当社及びニューセンチュリー有限責任事業組合の表明保証がいずれもスポンサー契約締結日及び払込日現在において、その全ての重要な点において真実かつ正確であること。
- ・当社の株式の発行についての有価証券届出書の届出の効力が発生していること。

d. 役員 の派遣及び当社の従前の役員

- ・ニューセンチュリー有限責任事業組合は、当社に対し、代表取締役として時慧氏（ニューセンチュリーキャピタル株式会社代表取締役）、取締役として小峰衛氏（インターバルテクノロジー株式会社代表取締役、㈱DGテクノロジー（旧商号：㈱大湘技研）元代表取締役）、宮澤浩二氏（株式会社DGテクノロジー技術顧問）及び呉征瑜氏（深圳康医医药股份有限公司CEO）を役員として派遣することとし、当社は本定時株主総会において上記4名を取締役に選任した上で、その直後の開催する取締役会において以下のとおり代表取締役を選定するものとする。

時 慧	代表取締役
小峰 衛	取締役
宮澤 浩二	取締役
呉 征瑜	取締役

- ・当社の代表取締役及び取締役のうち、鈴木聡氏、佐藤昭則氏及び千葉和彦氏を執行役員として雇用する。

e. 表明保証

ニューセンチュリー有限責任事業組合は当社に対し、スポンサー契約締結日において以下の事項を表明し保証する。

- ・スポンサー契約締結日におけるニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社及び光博有限公司（Prolight Corporation Limited）の2名である。また、ニューセンチュリーキャピタル株式会社、光博有限公司（Prolight Corporation Limited）、呉征瑜氏及び李宇氏との間で、呉征瑜氏及び李宇氏をニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員に追加する有限責任事業組合契約変更契約が有効かつ適法に締結されており、クロージング日（払込期日である2020年4月7日）におけるニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社、光博有限公司、呉征瑜氏及び李宇氏の4名である。これらの組合員のニューセンチュリー有限責任事業組合への出資額は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社1,000万円、光博有限公司（Prolight Corporation Limited）1,000万円、呉征瑜氏5,000万円及び李宇氏6億3,000万円である。呉征瑜氏及び李宇氏の出資がクロージング日までに実現しない見通しとなったときは、光博有限公司が両氏に代わって出資し、その場合のニューセンチュリー有限責任事業組合への出資額は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社1,000万円、光博有限公司（Prolight Corporation Limited）6億9,000万円である。これらの組合員は実質的な組合員であり、これらの組合員以外に実質的な組合員は存在しない。

f. 解除条件

- ・記載の前提条件が充足されない場合
- ・相手方にスポンサー契約についての重要な違反があり、その是正を催告したにもかかわらず相当の期間内に当該違反を是正しない場合
- ・相手方にスポンサー契約に定める表明保証違反がある場合
- ・スポンサー契約の履行を妨げる法的手続の申立てその他スポンサー契約の履行に重要な障害となる事由が発生した場合

- ・当社の再生に著しく重要な悪影響を与える事実が存在することが明らかになった場合で、誠意をもって協議してもこれを解決できない場合

具体的な使途

手取金の具体的な使途は、下表のとおりです。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
設備投資資金（既存事業）	150百万円	2022年4月～2024年12月
設備投資資金（精密加工等）	100百万円	2020年4月～2021年12月
設備投資資金（NOVOCARE）	150百万円	2020年4月～2022年12月
運転資金	91百万円	2020年4月～同年12月
金融債務の弁済金	200百万円	2020年4月
合計	691百万円	

（注） 調達資金は実際に支出するまで銀行口座で管理します。

（注） 資金使途の優先順位はありません。

a．設備投資資金（既存事業）

ボイラー、空調設備、コンプレッサー、成膜装置のポンプ類等の既存事業の機械の老朽化に対応するため、2022年4月～2024年12月に本第三者割当増資の手取金の見込み額のうち150百万円を設備投資資金に充当することを見込んでいます。

b．設備投資資金（精密加工等）

当社の精密加工技術を生かした分野としてスダレ研磨（ガラスブロックをスライスした面を磨いて鏡面に仕上げること）・サファイア研磨等の事業を立ち上げるために、ラップ機・ポリッシュ機を購入する他、シリコンウエハ事業の強化用に既存研磨機の改造を行う予定です。また、金属特殊コーティングの事業を立ち上げるために、金属特殊表面用装置を購入する予定です。これらの設備投資として、2020年4月～2021年12月に本第三者割当増資の手取金の見込み額のうち100百万円を充当することを見込んでいます。

c．設備投資資金（NOVOCARE）

また、2020年4月～2022年12月に新規事業としてNOVOCARE事業を立ち上げるために、チタンコーティング用部材、エージングルーム（温度を一定にコントロールする設備）等の生産設備、高低温テストボックス等の測定機器を購入する予定です。これらの設備投資に150百万円を充当することをすることを見込んでいます。NOVOCARE事業は、主に、高齢者、障害者、長期ケアが必要な方を対象に持続的生活管理パッケージとして測定機器をレンタルする事業であり、当社は、中国法人である深圳康医股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.）（中華人民共和国広東省深圳市南山区科技南区高新南路29号留学生大厦二期21楼 CEO呉征瑜）（以下「Novocare社」といいます。）から測定機器・部品を調達したうえで、当該測定機器・部品を組み立てて日本仕様に対応させるとともに、当社成膜技術を生かして性能・耐久性を向上させ、国内の病院、クリニック、介護療養型医療施設等に提供するものです。Novocare社は、同社の測定機器を日本市場へ展開しその後世界市場へ展開することを考えており、日本市場への展開のため日本の上場会社との提携を考えている中、弊社への打診があったものです。当社としても同社と提携することで、迅速に製品を市場投入することができるほか、当社の成膜技術を生かし改良品の開発に寄与することができ、両者のシナジーを発揮できると考えております。当社はNovocare社との間で2020年3月13日付で業務提携に関する覚書を締結しております。かかる覚書の概要及びNovocare社の概要は次のとおりです。

（業務提携に関する覚書の概要）

基本的役割

・Novocare社の基本的役割

- NOVOCARE事業に係る製品（以下「本製品」といいます。）およびその改良品の継続的な開発を行うこと。
- 本製品の部品を当社に対して継続的に販売すること。
- 本製品の効果的な販売に必要な情報を当社に対して継続的に提供すること。

・当社の基本的役割

- 本製品を製造し、日本市場において継続的に利用者に販売・レンタルすること。
- 本製品を利用した遠隔医療支援システムをシステム開発会社とともに構築し、その運用を行うこと。
- 本製品の保守を行うこと。

d 本製品の性能・耐久性を向上させる等の改良を行うこと。また、本製品の改良に有益な知見をNovocare社に提供すること。

本製品の製造・レンタル

Novocare社は当社に対し、本製品の部品を継続的に供給します。当社は、本製品を製造し、これを日本の病院、クリニック、在宅医療、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老健施設）、介護療養型医療施設（医療法人が運営する施設）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の利用者（主に高齢者、障害者、長期ケアが必要な者）に対してレンタルします。

業務提携契約

Novocare社と当社は双方誠意をもって協議の上、2020年4月30日までに業務提携契約を締結する。この業務提携契約は、(a)本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られること、及び、(b)(a)の決議に基づき本第三者割当増資に係る払込金額の総額（7億円）の払い込みがなされることを前提条件とする。

(Novocare社の概要)

(1) 名称	Novocare社 (Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.)				
(2) 所在地	中華人民共和国広東省深圳市南山区科技园南区高新南77路29号留学生524大厦二期21楼				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 吳 征瑜				
(4) 事業内容	非侵入型のバイタルサイン監視システムの研究開発、生産、販売				
(5) 資本金	29,334,800人民元				
(6) 設立年月日	2012年11月5日				
(7) 純資産	約6,300万人民元（2019年12月末日現在）				
(8) 総資産	約5,100万人民元（2019年12月末日現在）				
(9) 大株主及び持株比率	吳 征瑜 36.1%				
(10) 当社と当該会社との間の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。				
(11) 最近3年間の財政状態及び経営成績（人民元）	決算期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期（半期）
	純資産額	41,522,476.70	31,575,735.12	18,399,701.23	50,999,315.66
	総資産額	44,565,949.44	35,367,783.01	21,660,769.75	53,300,565.29
	1株当たり総資産額	1.54	1.17	0.68	1.74
	売上高	0.00	52,136.80	1,545,586.85	11,270.80
	経常損益	14,322,170.72	13,430,058.68	13,118,549.75	6,971,679.70
	当期純損益	9,284,805.05	9,946,741.58	13,176,033.89	7,000,392.58
	1株当たり当期純損益	0.36	0.37	0.49	0.25

当社としては、今後、Novocare社との間で上記覚書に基づく業務提携契約書を締結する予定ですが、上記業務提携に関する覚書の概要 (a)(b)のとおり、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られない場合、または本第三者割当増資に係る払込金額の総額（7億円）の払い込みがなされない場合には、業務提携契約書の締結は行われなないこととなります。

b. 運転資金

当社は、上記 a ~ c の設備投資資金の他に、当面の安定的な資金繰りを確保するための運転資金として、本第三者割当増資の手取金の見込み額のうち約91百万円の支出を見込んでいます。

c. 金融債務の弁済金

当社は、事業再生ADR手続において、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、対象債権者となるお取引金融機関様に多額の金融支援を要請しています。かかる金融支援を受ける条件として、2020年4月に本第三者割当増資の手取金の見込み額のうち200百万円をお取引金融機関様からの借入金の弁済金に充当することを見込んでいます。具体的には、事業再生ADR手続においてお取引金融機関様に提示した当社の事業再生計画案に基づき、お取引金融機関様からの借入金額のうち、担保等による保全評価額を上回る部分、すなわち担保等によって保全されていない部分(約1,307百万円)への弁済金として200百万円を充当することを見込んでおります。他方、取引金融機関様からの借入金額のうち担保等による保全評価額に相当する額(約847百万円)については本第三者割当増資の手取金から充当されることはなく、当社の将来の事業収益を弁済原資として分割弁済する予定です。弁済金の内訳は、お取引金融機関様からの借入額及び担保の状況を考慮した衡平かつ公正な条件により、2020年3月30日開催予定の第3回債権者会議の続行期日においてすべてのお取引機関様からの同意を得たうえで定まることとなります。なお、当社の事業再生計画案が事業再生ADR手続において不成立となった場合は、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則の定めにより上場廃止となり、また、お取引金融機関様からの借入金の弁済ができず、事業継続が困難となる可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 本株式会社について

割当予定先の概要

名称 : ニューセンチュリー有限責任事業組合
所在地 : 東京都世田谷区深沢八丁目6番6号
設立根拠等 : 有限責任事業組合契約に関する法律
出資の総額 : 1,000万円
出資者・出資比率・出資者の概要 : ニューセンチュリーキャピタル株式会社 20%
光博有限公司(Prolight Corporation Limited) 80%
業務統括組員 : 該当事項はありません。

注1. 出資の総額は本届出書の提出日である2020年3月13日現在の内容です。出資の総額については払込日である2020年4月7日までに7億円となる予定です。

2. 出資者・出資比率・出資者の概要は2020年3月13日現在の内容です。今後、出資者として呉征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に対して出資するとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資する予定であり、これにより、払込日時点における同有限責任事業組合に対する出資比率は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が1.43%、光博有限公司が1.43%、呉征瑜氏が7.14%、李宇氏が90.00%となる予定です。当該出資者および出資比率につきましては、変更が生じ次第適時に開示いたします。

提出者と割当予定先及び業務統括組員との間の関係

出資関係 : 該当事項はありません。

人事関係 : 該当事項はありません。

資金関係 : 該当事項はありません。

技術関係 : 該当事項はありません。

取引関係 : 該当事項はありません。

割当予定先の選定理由

前述のとおり、当社は2014年12月期から当期純損失が継続し、経営合理化努力によっても収益力は改善せず、2016年9月末以降、お取引金融機関様からの借入金について元本の返済猶予措置を継続的に受ける状況となりました。

このような状況から、当社は、単独での事業の再建は困難であると判断し、当社に対する資本性資金の提供を含む支援をいただけるスポンサーを探索し、かかるスポンサーからの支援により、財務面及び事業面における当社の課題に早期に対処することが、当社の安定的な事業継続と今後の成長戦略の観点から最善の選択肢であると判断し、スポンサー候補先の探索を開始しました。当社は、金融機関調整を円滑に進めるため、取引先金融機関と協議した上、再生支援に関する公的機関に相談を開始し、2017年2月からフィナンシャルアドバイザーを選定し、フィナンシャルアドバイザーを通じて、約40社に打診し、うち20数社と面談し、4社との間で秘密保持契約書を締結しましたが、当社の事業環境と重い金融負債の負担などからスポンサーの選定は難航しました。そうした中で、唯一意向表面書を提出したスポンサー候補についても、資産査定の結果、スポンサー候補が期待する水準の金融機関調整が困難との理由から、公的機関による支援が見送りにになりました。その後、当社は、準則型でない純粹私的整理の枠組みにおいて、金融債務の長期分割弁済を想定して上記スポンサー候補に支援の打診を行い、上記スポンサー候補との間で支援に関する調整を行いましたが、結局、新規事業の将来性が不確実との理由から支援は見送りにになりました。2018年6月以降、当社はあらたにスポンサー候補(ファンド)から意向表明書の提示も受け、普通株式の第三者割当てによる資本支援及び経営人材の派遣による事業面の支援を受けることについて調整を進めましたが、2019年8月、支援の前提とされていた既存事業の単月黒字化の継続という条件が、直近の米中貿易摩擦の影響などにより未達となり、同年10月に支援は最終的に見送られました。

こうした状況において、当社は2018年12月期に債務超過に陥ったため、東京証券取引所より上場廃止に係る猶予期間入りの指定を受け、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となることとなりました。当社といたしましては、債務超過を解消し、早期の収益構造の改善を推進するため、諸施策を実施して参りましたが、当社の2019年12月期第3四半期累計期間の経営成績は、売上高928百万円、営業損失219百万円、経常損失269百万円、四半期純損失244百万円となり、2019年12月期第3四半期末時点で債務超過の額は301百万円に増加し、上記の各取り組みだけでは、2019年12月末までに債務超過を解消することは困難な状況となりました。前述のとおり、当社は、2018年12月末において東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となります。もっとも、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2019年12月期に係る決算短信の公表までに、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生A D

R 手続において成立した場合には、上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間猶予期間の延長が認められ、同事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

このようなことから、当社は、2019年9月から11月にかけて、スポンサー候補先の探索をより一層本格化させ、当社の取引先関係者、代表者鈴木聡をはじめとする当社役員の知人、知人の紹介者など、複数の候補先に支援を打診し面談等を行いました。そうしたところ、2019年11月下旬に、当社の取引先関係者より、M & Aを専門とする中国法弁護士である袁少穎氏をご紹介いただきました。さらに2019年12月中旬には、袁少穎氏より、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の代表取締役である時慧氏をご紹介いただきました。時慧氏からは、中華人民共和国の法人であるNovocare社のCEOである呉征瑜氏をご紹介いただくとともに、同有限公司と当社の業務提携並びにニューセンチュリーキャピタル株式会社、同有限公司及び他の共同支援者の共同による当社の事業再生をご提案いただき、当社が事業再生ADR手続による金融支援を受けること及び当社が上場を維持することを前提に、ファンドによる普通株式の引受、アドバイザー関与による経営支援などを内容とする意向表明書の提出を受けました。

当社としては、事業再生ADR手続を活用してお取引金融機関様から金融支援を受けて上場を維持し、同社及びその共同支援者から資本支援を受けることが、窮境に陥った当社の財務体質の抜本的な改善を図り当事業を再生して事業価値を維持向上させるといった目的に合致する最善の手段であると判断し、2019年12月25日、事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続の利用の正式申請を行い、同日受理されました。

その後、当社代表者鈴木聡が、2020年1月上旬に、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の時慧氏の紹介したNovocare社を訪問し、呉征瑜氏及びその知人である李宇氏(深圳9A6E33子股份有限公司(Shenzhen Sunlord Electronics Co.,Ltd)副総裁)(以下「Sunlord社」といいます。)と面談しました。面談では、呉征瑜氏より、Novocare社が日本を含む世界市場に向けて同有限公司の開発した持続的生活管理パッケージとしての測定機器(主に高齢者、障害者、長期ケアが必要な方の生活管理に用いる測定機器)の販売展開を目指しており、日本市場への進出に当たり、製造販売等を円滑に進めることのできる日本の上場企業との提携を望んでいることなどの説明を受けました。これに対して当社代表者の鈴木聡からは、Novocare社より当社が測定機器・測定機器の部品を調達し、当社の製造工場での製造や組立てを行えば、日本市場に最適化された仕様の測定機器を市場投入することができること、また当社の有する技術を今後の測定機器の開発に生かすことができることなどを説明いたしました。

その後、当社代表者の鈴木聡及び時慧氏は2020年1月から2月にかけて協議を重ねるとともに、2020年2月上旬には、呉征瑜氏が当社の工場を視察して、当社にNovocare社の開発した測定機器を製造する各種設備機器があること、当社の技術が測定機器の性能・耐久性を向上させる製品改良に有用であることを確認しました。李宇氏からは、時慧氏を通じ、当社とNovocare社とが連携して同有限公司の開発した製品が日本市場そして世界市場に展開することにより、当社株式の価値が高まること、また、当社技術のSunlord社への展開や中国市場展開にも関心があり、それにより当社への投資に関心があるとの説明を口頭で受けました。なお、Sunlord社との事業展開は、現時点において具体的な事業計画として定まっておらず、再生計画の前提にはなっていないため、再生計画には含まれておりません。

このような経緯から、当社は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社及びNovocare社との間で、当社が同有限公司から測定機器やその部品を調達したうえで、当該測定機器・部品の製造または組立てを行って日本仕様に対応させ、国内の病院、クリニック、介護療養型医療施設等にレンタル・販売するとともに、当社成膜技術を生かして性能・耐久性を向上させる製品改良を行う事業(NOVOCARE事業)を進めることで、当社の事業再生及び同有限公司の企図する日本市場進出の双方が実現できると考えるに至りました。

また、当社の事業再生のためには、このような事業だけでなく、既存事業及び他の新規事業(精密加工技術を生かした分野としてスグレ研磨・サファイア研磨等の事業)への一定の設備投資資金が必要であり、また債務超過に陥った当社が金融機関から金融支援を受けるために一定の弁済資金が必要です。

そこで当社は、上記のような事業面の検討と並行して、確実かつ早期の資金調達につき、ニューセンチュリーキャピタル株式会社に投資家の招聘を依頼したところ、2019年12月中旬に、太陽光発電等の投資事業を営んでいる光博有限公司(Prolight Corporation Limited, Room 303 3/F Golden Gate Commercial BLDG 136-138 Austin Road Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong, 董事長傅嘉鈴氏)の紹介を受けました。

以上の経緯から、当社は、2019年12月下旬以降、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の提案の下、事業面においてはNovocare社と提携し、資金面においてはニューセンチュリーキャピタル株式会社、Novocare社、そのCEOである呉征瑜氏、呉征瑜氏の知人である李宇氏及び光博有限公司を当社の支援先候補と定めて協議を続けました。なお、この協議と並行して、事業再生ADR手続のスケジュールに間に合わせるべく、ニューセンチュリーキャピタル株式会社は、当社への出資ファンドを予め組成するため、2020年1月中旬に、同社と時慧氏との間で、当社への出資ファンドであるニューセンチュリー有限責任事業組合を組成しました。

2020年1月上旬以降、当社は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の時慧氏との間で、資本支援の総額と、その総額を資本支援先候補のうちどの法人・個人に配分するかについて協議を重ねました。

このうち、資本支援の総額については、当初6.5億円程度の打診を受けましたが、当社より金融機関への弁済資金の確保及び将来の当社の収益基盤となる設備投資資金の確保のためには7億円程度が必要である旨を説明し、総額7億円の資本支援を受けることとしました。

また、その総額の配分については、2020年2月上旬より中国国内において新型コロナウイルスの流行が深刻化し、中国国内の経済活動の混乱が生じたことから協議を長く続けることになりましたが、当社としては、Novocare社をメインスポンサーとしたいこと、及び早期かつ確実な資本支援を受けたいことを主要な協議上のポイントとして、ニューセンチュリーキャピタル株式会社と協議交渉を行いました。

これに対し、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の時慧氏からは、事業再生ADR手続のスケジュールが極めて逼迫していることに鑑みると、中国法人であるNovocare社自身が日本のファンド(有限責任事業組合)を通じて当社に出資することは、中国の為替管理制度上の制限などから、スケジュールどおり出資実現に不透明感が残るため、まずは同社との業務提携を行って同社による事業面でのスポンサーを受けながら、資本提携については引き続き両社間で継続検討することが望ましいとの説明が口頭でありました。また、時慧氏からは、その余の資金支援先の候補について、呉征瑜氏は、Novocare社から5,000万円を借り受けて、同額の出資を行う予定であること、李宇氏は、自らの保有するSunlord社の株式を2020年3月30日開催予定の当社定時株主総会における本第三者割当増資の決議後にブロックトレード(市場外取引)により速やかに売却し、6億3,000万円の出資にかかる資金を確保する行う予定であること、光博有限公司は、自らの保有する投資有価証券(匿名組合出資持分)を他の匿名組合出資者である株式会社永輝商事(東京都品川区大井1-23-1カクタビル7F 代表取締役社長富士靖史)に売却して1,000万円の出資を行う予定であること、ニューセンチュリーキャピタル株式会社は、自己資金を用いて1,000万円の出資を行う予定であることの説明を受けました。また、これと合わせて、光博有限公司からは、自らの保有する投資有価証券(匿名組合出資持分)の売却代金が、当社に対する資本支援の総額である7億円を大きく上回る見込みであるため、万が一、呉征瑜氏及び李宇氏の出資が本第三者割当増資の払込に向けたスケジュールに間に合わない場合には、当該投資有価証券(匿名組合出資持分)の売却代金をもって、自己の出資額に加えて、呉征瑜氏の出資額及び李宇氏の出資額を両氏に代わって出資することが可能であるとの説明を受けました。なお、李氏の保有するSunlord社の株式については、現時点では売却先が決定されておらず、払込期日までに売却取引が成立しなかった場合には、本第三者割当増資は実現しないリスクがあります。

以上の結果、当社としては、Novocare社との業務提携を進める観点及び当社の早期かつ確実な資金調達を図る観点から、まずは、呉征瑜氏より5000万円、李宇氏より6億3,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より1,000万円、光博有限公司により1000万円をそれぞれニューセンチュリー有限責任事業組合に対して出資していただいた上で同有限責任事業組合より総額7億円の出資をしていただくことを目指し、万が一、それが本第三者割当増資の払込に向けたスケジュールに間に合わない場合には、光博有限公司の出資額を増額し、光博有限公司より6億9,000万円、ニューセンチュリーキャピタル株式会社より1,000万円をニューセンチュリー有限責任事業組合に出資していただいた上で同有限責任事業組合より総額7億円の出資をしていただくこととしました。

ニューセンチュリー有限責任事業組合の本届出書の提出日である2020年3月13日時点の出資の総額は1,000万円(出資額はニューセンチュリーキャピタル株式会社200万円、光博有限公司800万円)ですが、今後、呉征瑜氏が5,000万円、李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に対して出資するするとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資することにより、本第三者割当の払込期日である2020年4月7日までに、同有限責任事業組合の出資の総額は7億円となる予定です。また、万が一、呉征瑜氏及び李宇氏の出資が上記払込期日までに実現しない見通しとなったときは、光博有限公司が6億8,200万円を同有限責任事業組合に対して出資するするとともに、ニューセンチュリーキャピタル株式会社が800万円、光博有限公司が200万円を追加出資することにより、本第三者割当の払込期日である2020年4月7日までに、同有限責任事業組合の出資の総額は7億円となる予定です。

以上の経緯により、当社は、2020年3月13日、ニューセンチュリー有限責任事業組合との間でスポンサー契約を締結いたしました。スポンサー契約の内容は、前記「4 新規発行による手取金の使途」「(2)手取金の使途」「資金調達の目的」に記載のとおりです。

当社は、企業再建の経験がある人材及びNOVOCARE事業に知見を有する人材等を役員として招聘することを内容とする人的支援を受けるとともに、第三者割当増資の手取金を設備投資、運転資金及びお取引金融機関様からの借入金への弁済金として充当することにより、当社の財務内容を早期に抜本的に改善して、2020年12月末までに債務超過を解消して上場維持を図りつつ、収益構造の改革と業績の回復を進めて参る所存です。

なお、本第三者割当増資に係るニューセンチュリー有限責任事業組合との間の本株式の総数引受契約の締結及び本株式の引受の実行は、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られること、2020年3月30日開催予定の事業再生ADR手続の第3回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案が事業再生ADR手続の対象債権者であるお取引金融機関様のすべての合意により成立すること、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て(1,308,690株)を払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していること、及び、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを前提条件としています。

割り当てようとする株式の数

割当予定先であるニューセンチュリー有限責任事業組合に割り当てる本株式の総数は15,438,949株です。

株券等の保有方針

当社は、割当予定先の主たる組合員であるニューセンチュリーキャピタル株式会社より、ニューセンチュリー有限責任事業組合は本第三者割当増資により当社を子会社とし、中長期的に当社株式を保有し続ける意向であり、本株式について貸付けあるいは借入金等の担保に提供する予定がないことを確認しています。

なお、当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合が本第三者割当増資の払込日から2年以内に普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、ニューセンチュリー有限責任事業組合から払込日までに確約書を取得する予定です。

払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるニューセンチュリー有限責任事業組合は、当社への出資のために組成された有限責任事業組合契約に関する法律に基づく有限責任事業組合であり、本届出書の提出後に銀行預金口座が開設される予定であるため、本届出書の提出日である2020年3月13日の時点では本第三者割当増資の払込みに要する資金を自己資金として保有しておりません。

もっとも、当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員であるニューセンチュリーキャピタル株式会社の預金通帳を受領し、同社の預金残高が1,000万円を超えること、同社の資金が自己資金であることを確認しました。

また、呉征瑜氏については、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の時慧氏を通じ、本届出書の提出日である2020年3月13日の時点ではニューセンチュリー有限責任事業組合に対する出資予定額である5,000万円の現金を有していないものの、Novocare社から5,000万円を借り入れ、払込日である2020年4月7日までにニューセンチュリー有限責任事業組合に出資するとの説明を受けております。その裏付けを確認するため、Novocare社の呉征瑜氏に対する貸付意向書の写し及び同社の直近の決算報告書を受領し、呉征瑜氏がNovocare社からの借入により5,000万円を調達できる見込みであることを確認しました。

李宇氏については、時慧氏を通じ、本届出書の提出日である2020年3月13日の時点ではニューセンチュリー有限責任事業組合に対する出資予定額である6億3,000万円の現金を有していないものの、同氏がSunlord社の株式を4,458,900株保有しており、当該株式を2020年3月30日開催予定の当社定時株主総会の開催後にブロックトレード（市場外取引）により速やかに売却して6億3,000万円の出資にかかる資金を確保し、払込日である2020年4月7日までにニューセンチュリー有限責任事業組合に出資するとの説明を受けております。当社は、その説明の裏付けを確認するため、情報サービス会社より、公開されているSunlord社の株主一覧を取得し、同氏がSunlord社の株式を4,458,900株保有していることを確認するとともに、同社株式の本届出書の提出日の前日である2020年3月12日の終値が23.30人民元であり、同氏の保有する当該株式が、出資予定額である6億3,000万円を超えていることを確認致しました。

光博有限公司については、払込日である2020年4月7日までに投資有価証券（匿名組合出資持分）を株式会社永輝商事に売却し、売却代金の一部である1,000万円を払込日である2020年4月7日までにニューセンチュリー有限責任事業組合に出資するとの説明を受けております。また、上記投資有価証券（匿名組合出資持分）の売却代金は、当社に対する資本支援の総額である7億円を大きく超える見込みであるため、呉征瑜氏及び李宇氏の出資が本第三者割当増資の払込に向けたスケジュールに間に合わない場合には、当該投資有価証券（匿名組合出資持分）の売却代金の一部をもって、自己の出資額に加えて、呉征瑜氏の出資額及び李宇氏の出資額を両氏に代わって出資するとの説明を受けております。当社は、その説明の裏付けを確認するため、光博有限公司から株式会社永輝商事との間の投資有価証券（匿名組合出資持分）の譲渡契約書の写し、及び、国内大手金融機関の株式会社永輝商事に対する上記投資有価証券（匿名組合出資持分）の取得資金を資金使途とする融資契約書の写しを受領して、光博有限公司と株式会社永輝商事との間上記投資有価証券（匿名組合出資持分）の譲渡契約が締結されておりその譲渡実行日が2020年3月16日とされていること、株式会社永輝商事が当該国内大手金融機関からの借入金によって同譲渡契約に定める代金を調達可能であること、及び上記投資有価証券（匿名組合出資持分）の譲渡代金が6億9,000万円を大きく上回る額であることを確認しました。

また、当社は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社と時慧氏との間のニューセンチュリー有限責任事業組合に係る令和2年（2020年）1月16日付有限責任事業組合契約書の写し、時慧氏を譲渡人とし光博有限公司を譲受人とする令和2年（2020年）2月3日付同意書（地位譲渡契約）の写し、ニューセンチュリーキャピタル株式会社、光博有限公司、呉征瑜氏及び李宇氏との間の有限責任事業組合契約変更契約書の写しの提供を受け、これにより、ニューセンチュリー有限責任事業組合がニューセンチュリーキャピタル株式会社と時慧氏によって出資の総額1,000万円で組成されたこと、その後、時慧氏が出資金800万円を光博有限公司に譲渡し、本届出書の提出日である2020年3月13日時点では同有限責任事業組合の組合員がニューセンチュリーキャピタル株

式会社及び光博有限公司の2名であること、今後、本第三者割当増資の払込期日までに、同社が800万円、光博有限公司が200万円、呉征瑜氏が5,000万円および李宇氏が6億3,000万円を同有限責任事業組合に出資する予定であること、呉征瑜氏及び李宇氏による出資が実現しない見通しとなった場合には、光博有限公司の追加出資額は6億8,200万円となることを確認しました。

以上の経緯により、当社としては、ニューセンチュリー有限責任事業組合が払込日までに割当予定株式のすべてを引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しました。

なお、当社は、本第三者割当増資の払込日までに、同有限責任事業組合から、同有限責任事業組合の残高証明書等の写しを受領し、同有限責任事業組合が本第三者割当増資を引き受ける資金を有していることを確認する予定です。

割当予定先の実態

- a. 当社は、スポンサー契約において、ニューセンチュリー有限責任事業組合及びその出資者並びにその出資者の役員及び株主が反社会的勢力との間に何ら関係がないことに関する表明保証を受けています。
- b. 当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合の主たる組員であるニューセンチュリーキャピタル株式会社の代表取締役である時慧氏に対する面談を通じ、割当予定先等が反社会的勢力との間に何ら関係がないことを確認しています。
- c. 当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合及びその出資者であるニューセンチュリーキャピタル株式会社、光博有限公司、呉征瑜氏及び李宇氏について、独自に専門の信用調査機関である株式会社ディークエストホールディングス(本社：東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル12階 代表取締役社長：脇山太介)に調査を依頼しました。また、ニューセンチュリーキャピタル株式会社及び光博有限公司については、その役員及び株主についても調査を依頼しました。その調査結果として、これらの調査対象者が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認いたしました。以上に加え、呉征瑜氏及び李宇氏については、中華人民共和国の過去のWEB等のメディア掲載情報の検索によっても暴力団等の反社会的勢力との関係があることを認めることはできませんでした。
- d. 当社は、ニューセンチュリーキャピタル株式会社の代表取締役である時慧氏をご紹介いただいた袁少穎氏及び光博有限公司が有する当該投資有価証券(匿名組合出資持分)の譲渡先である株式会社永輝商事について株式会社ディークエストホールディングスに調査を依頼しました。また、光博有限公司は、払込日である2020年4月7日までに投資有価証券(匿名組合出資持分)を株式会社永輝商事に売却するとの説明を受けているところ、株式会社永輝商事は、当該投資有価証券の購入代金を国内大手金融機関からの融資により調達するとの説明を受けており、かかる事実を両者間の融資契約書の写しの提出を受けて確認しております。なお、同融資契約書には反社会的勢力の排除に関する条項があり、国内大手金融機関によって光博有限公司及び株式会社永輝商事に対する反社会的勢力との取引関係及び資本関係の調査はなされているものと思われませんが、この点について当社が直接確認をしているものではありません。これらの調査結果及び状況から、これらの調査対象者が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認いたしました。
- e. 当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合からニューセンチュリー有限責任事業組合及びその出資者並びにその出資者の役員及び株主が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないと判断した旨の確認書を受領しています。

2【株券等の譲渡制限】

本株式について該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資の払込金額は、1株につき「700,000,000円を15,438,949株で除した額」(45.34円(小数点第三位四捨五入))であり、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日(2020年3月12日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(146円)(以下「時価」といいます。)に対しては68.95%のディスカウントとなります。また、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値の平均値181.25円に対して74.98%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値の平均値190.52円に対して76.20%のディスカウント、及び取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間の終値の平均値152.36円に対して70.24%のディスカウントとなります。

前述のとおり、当社は、2014年12月期から当期純損失が継続し、2018年12月期に債務超過に陥りました。当社の2019年12月期第3四半期累計期間の経営成績は、売上高928百万円、営業損失219百万円、経常損失269百万円、四半期純損失244百万円となり、2019年12月期第3四半期末時点で債務超過の額は301百万円に増加しています。このような状況を受け、当社は、2018年3月以降、お取引金融機関様からの借入金の元本返済について、3か月単位を基本とする短期間の猶予を受けることを繰り返す状態となり、さらには、2019年12月25日に事業再生実務家協会との連名で、事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関様に対して「一時停止の通知書(借入金元本の返済一時停止等)」を送付し、2020年1月8日に開催した事業再生計画案の概要説明のための債権者会議(第1回債権者会議)において、すべてのお取引金融機関様から「一時停止の通知書」について同意(追認)を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することにつきご承認をいただいている状態となっており、早期の安定的な運転資金の確保が必要となっています。また、前述のとおり、当社は、2018年12月末において東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となります。しかしながら、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、2019年12月期に係る決算短信の公表までに上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間猶予期間の延長が認められ、同事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

このように当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中において、当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、ニューセンチュリーキャピタル株式会社との間で真摯な協議を行いました。その結果、本第三者割当増資の払込金額について、当初の提案額から増額し、1株当たり「700,000,000円を15,438,949株で除した額」とすることで合意に至ることができました。

この1株当たりの払込金額「700,000,000円を15,438,949株で除した額」という条件は、上記のとおり、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値に対して大幅なディスカウントとなりますが、上記のとおりニューセンチュリーキャピタル株式会社との間で真摯な協議を行った結果同社の当初の提案額から増額された金額であること、本第三者割当増資により当社の財務内容の抜本的な改善を図るとともに、収益構造の改革と業績の回復を推進することができること、下記のとおり当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関が当社の将来の事業計画を踏まえて算定した当社の普通株式1株当たりの株式価値0円~81円の範囲内であること、他方、当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている現況において、割当予定先により新株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと等を総合的に勘案した結果、当該払込金額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、払込金額1株当たり「700,000,000円を15,438,949株で除した額」として本第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

当該払込金額は、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値に対して大幅なディスカウントとなることから、当社は、割当予定先からの提示価格の妥当性の判断の基準として参考とするため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に当社株式価値の算定を依頼し、2020年3月12日付で株式価値算定書を取得しています。

ブルータス・コンサルティングは、当社が提供した(i)スタンドアロンケースの事業計画(ニューセンチュリー有限責任事業組合の本第三者割当増資による支援及び事業再生ADR手続における金融支援を受けなかった場合の事業計画がない前提で、当社が単独で実施する構造改革及び確実性の高い営業施策のみを考慮した計画)、及び(ii)事業再生ケースの事業計画(ニューセンチュリー有限責任事業組合の本第三者割当増資による支援及び事業再生ADR手続における金融支援を受ける前提で、当社が実施する構造改革及び確実性の高い営業施策に加え、新規事業等への設備投資等を考慮した計画)に基づき、DCF法により、当社の普通株式1株当たりの株式価値を0円~81円と算定しており、本第三者割当増資の1株当たり払込金額「700,000,000円を15,438,949株で除した額」(45.34円(小数点第三位四捨五入))は当該範囲に含まれる金額となります。当該算定書によれば、評価対象企業である当社は継続企業であり、その価値も将来の収益力に基づき決定すべきであることから、評価アプローチとしてインカム・アプローチを採用することとしています。また、DCF法は将来の収益力に基づき企業価値を算定する最も理論的な手法と考えられており、インカム・アプローチの中で最も広く利用されている評価手法であ

ることから、インカム・アプローチに属する評価手法のうちDCF法を採用することとしており、その評価手法の採用理由は合理的であると判断しております。

上記払込金額による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、2020年3月30日開催予定の本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を「700,000,000円を15,438,949株で除した額」として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株発行の目的である株式の総数15,438,949株に係る割当議決権数は154,389個となります。これは当社の本第三者割当増資後の総議決権数302,673個に占める割合が51.01%（小数点第三位四捨五入）となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。なお、スポンサー契約において、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て（1,308,690株）を払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされており、上記の本第三者割当増資後の総議決権数302,673個は、当該無償取得が実行されたことを前提としています。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式発行後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ニューセンチュリー有限責任事業組合	東京都世田谷区八丁目6番6号	0	0	15,438,949	51.01%
鈴木 聡	宮城県栗原市	1,308,690	8.10%	0	0.00%
(有)クラモトF&F	宮城県栗原市若柳字川北下袋東18	911,400	5.64%	911,400	2.88%
太田 光俊	東京都中野区	500,000	3.09%	500,000	1.58%
(株)七十七銀行	宮城県仙台市青葉区中央3-3-20	315,000	1.95%	315,000	0.99%
Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account	North Point, Hong Kong 常任代理人マネックス証券株式会社	275,900	1.70%	275,900	0.87%
福田 泰二	神奈川県秦野市	168,100	1.04%	168,100	0.53%
叶毓菁	広島県広島市	157,000	0.97%	157,000	0.49%
石井 信弘	千葉県君津市	153,500	0.95%	153,500	0.48%
嗣江 建栄	東京都台東区	151,200	0.93%	151,200	0.47%
片桐 将晴	愛知県小牧市	132,900	0.82%	132,900	0.42%
計	-	4,073,690	25.19%	19,513,659	59.72%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年12月31日現在の株主名簿上の株式数(総議決権数は161,370個)を基準としております。

2. スポンサー契約において、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て(1,308,690株)を払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされており、上表の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提としています。

3. ニューセンチュリー有限責任事業組合及び鈴木聡以外の株主の所有議決権数の割合については、2019年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものです。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、2019年12月31日現在の総議決権数(161,370個)に、本第三者割当増資により発行される株式に係る議決権数(154,389個)を加え、当社が当社代表取締役社長鈴木聡から無償取得することを予定している株式に係る議決権数(13,086個)を控除した後の総議決権数(302,673個)で除して算出した数値です。

5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を切り捨てて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前述のとおり、当社は、2014年12月期から当期純損失が継続し、2018年12月期に債務超過に陥りました。当社の2019年12月期第3四半期累計期間の経営成績は、売上高928百万円、営業損失219百万円、経常損失269百万円、四半期純損失244百万円となり、2019年12月期第3四半期末時点で債務超過の額は301百万円に増加しています。

このような状況を受け、当社は、2018年3月以降、お取引金融機関様からの借入金の元本返済について、3か月単位を基本とする短期間の猶予を受けることを繰り返す状態となりました。さらには、2019年12月25日付「事業再生ADR手続の正式申請及び受理に関するお知らせ」及び2020年1月8日付「事業再生ADR手続における第1回債権者会議の成立・同意及び2019年12月期決算発表の遅延見込みに関するお知らせ」のとおり、当社は、2019年12月25日に事業再生実務家協会との連名で、事業再生ADR手続の対象債権者となるすべてのお取引金融機関様に対して「一時停止の通知書(借入金元本の返済一時停止等)」を送付し、2020年1月8日に開催した事業再生計画案の概要説明のための債権者会議(第1回債権者会議)において、すべてのお取引金融機関様から「一時停止の通知書」について同意(追認)を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することにつきご承認をいただいている状態となっており、早期の安定的な運転資金の確保が必要となっています。

また、前述のとおり、当社は、2018年12月末において東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当し、上場廃止の猶予期間に入っており、2019年12月末において債務超過の状態が解消されない限り、原則として上場廃止となります。しかしながら、有価証券上場規程及びその関連規程の定めにより、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、当該事業再生計画が事業再生ADR手続において成立した場合には、2019年12月期に係る決算短信の公表までに上記規程に定める所定の手続きを経て、さらに1年間猶予期間の延長が認められ、同事業再生計画の実行による債務超過の解消をもって、上場が維持されることとなります。

本第三者割当増資の払込金額は「700,000,000円を15,438,949株で除した額」(45.34円(小数点第三位四捨五入))であり、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値を前提とすると会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱に関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当すると判断されま。また、本第三者割当増資により既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれます。当社は、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討して参りましたが、このように当社の財務内容の抜本的な改善を図り、かつ、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中においては、本第三者割当増資により迅速かつ確実に大規模な資本性資金を調達して、債務超過状態を解消し、運転資金を確保するとともに、当社が直面している厳しい経営環境への対応のための設備投資等を推進することが不可欠です。このように本第三者割当増資により当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することは、ひいては、当社の業績発展につながり、当社の株式価値の向上に資するものと判断しました。

他方、公募増資による普通株式の発行については、2018年12月期決算にて公表した当社の財務諸表の注記において「継続企業の前提に関する事項」が記載されており、証券会社の引受審査を経て行われる公募増資の確実な実施は困難と判断しました。また、既存株主に対して新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当(ライツオフアリング)又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様判断により、新株予約権がすべて行使されるとは限らず、株主の皆様から株主割当に応じて頂けるとも限らないため、同様に最終的な資金調達額が不明であり、財務内容の抜本的な改善を図ることが急務となっている当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。加えて、当社の財務内容の抜本的な改善を図り、かつ、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中においては、親会社としてのスポンサーの強力な支援の下で、収益構造の改革と業績の回復を推進することが不可欠であるため、無議決権の種類株式の発行も、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本新株発行の目的である株式の総数15,438,949株に係る割当議決権数は154,389個となります。これは当社の本第三者割当増資後の総議決権数302,673個に占める割合が51.01%(小数点第三位四捨五入)となり、ニューセンチュリー有限責任事業組合は当社の親会社となる予定です。また、本第三者割当増資による希薄化率は95.67%(小数点第三位四捨五入)であり、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれます。

しかし、前述のとおり、当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中においては、本第三者割当増資により迅速かつ確実に大規模な資本性資金を調達して、債務超過状態を解消し、運転資金を確保するとともに、当社が直面している厳しい経営環境への対応のための設備投資等を推進することが不可欠です。そして、このように本第三者割当増資により当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することは、ひいては、当社の業績発展につながり、当社の株式価値の向上に資するものです。したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、十分な必要性と合理性があるものと判断しました。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせること、また、本第三者割当増資が完了した場合に割当予定先が有することとなる議決権の割合は51.01%(小数点

第三位四捨五入)となり、割当予定先が当社の親会社となる予定であることから、本定時株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としています。

なお、当社監査役3名(うち2名が社外監査役)からは、本第三者割当増資の必要性、発行条件及び発行数量等の合理性並びに本第三者割当増資の適法性について、概要以下の意見が示されています。

本第三者割当増資の払込金額は「700,000,000円を15,438,949株で除した額」(45.34円(小数点第三位四捨五入))であり、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値を前提とすると会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱に関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当すると判断される。また、本第三者割当増資後のニューセンチュリー有限責任事業組合の議決権所有割合は51.01%(小数点第三位四捨五入)となり、ニューセンチュリー有限責任事業組合は会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する。さらに、本第三者割当増資により既存株主に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれる。

(注)本第三者割当増資後のニューセンチュリー有限責任事業組合の議決権所有割合は、本第三者割当増資後のニューセンチュリー有限責任事業組合の議決権の数を、2019年12月31日現在の総議決権数(161,370個)に、本第三者割当増資により発行される株式に係る議決権数(154,389個)を加え、当社が当社代表取締役社長鈴木聡から無償取得することを予定している株式に係る議決権数(13,086個)を控除した後の総議決権数(302,673個)で除して算出した数値である。

当社は2014年12月期から当期純損失が継続し、2019年12月期第3四半期末において301百万円の債務超過の状況にある。このような状況において、当社は取引金融機関から借入金の元本返済について、3か月単位を基本とする短期間の猶予を受けることを繰り返す状態となり、その後2019年12月25日に正式申請した事業再生ADR手続において、借入金元本の返済の一時停止等を含む一次停止の通知書について取引金融機関から同意を得ている状態にある。また、当社は、2018年12月末において東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当しており、有価証券上場規程及びその関連規程によれば、2020年12月末までに債務超過を解消する事業再生計画を事業再生ADR手続において成立させなければ上場が維持されない状況にある。

このように当社の財務内容の改善を図って債務超過を解消して上場を維持し、かつ、早期の安定的な運転資金を確保することが急務となっている中においては、銀行借入や社債の発行は選択肢となり得ず、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によって資本増強を行う必要がある。また、本第三者割当増資により当社の財務内容の抜本的な改善を図り、早期の安定的な運転資金を確保することは、ひいては、当社の業績発展につながり、当社の株式価値の向上に資すると考えられる。

さらに、当社は、スポンサー選定が難航する中で、2019年9月から11月にかけてスポンサー候補先の探索をより一層本格化させ、当社代表者鈴木聡の知人が紹介する複数の候補先に支援を打診し面談等を行い、当社事業との親和性やスキームの実現可能性などから、最終的に当社代表者鈴木聡の知人である時慧氏が代表を務めるニューセンチュリーキャピタル株式会社をスポンサー候補とすることとした。本第三者割当増資の発行条件及び発行数量等の条件についてはこのような経緯でスポンサー候補となったニューセンチュリーキャピタル株式会社と真摯な協議を行った結果、発行価額の総額について当初の提案額から増額されたうえで定められたものである。また、上記の払込金額については当社が選定した第三者算定機関による株式価値算定書に記載されているDCF法での算定レンジ(0円~81円)に含まれる。このように決定された本第三者割当増資の発行条件及び発行数量等の条件は、上記のとおり有利発行及び大規模な株式の希薄化を伴うものの、上記の本第三者割当増資の必要性及び本第三者割当増資がひいては当社の株式価値の向上に資することを考慮すると、一定の合理性があると判断される。

加えて、本第三者割当増資は、2019年3月30日開催予定の本定時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認(特別決議)が得られることを条件としており、かつ、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものとされていることから、本第三者割当増資は適法であると判断される。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となる予定です。また、本第三者割当増資が完了した場合に割当予定先が有することとなる議決権の割合は51.01%(小数点第三位四捨五入)となり、割当予定先は当社の親会社となる予定です。そのため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することから、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続のいずれかを要することとなります。このことから、当社は、2020年3月30日開催予定の本定時株主総会において株主の皆様の意思を確認させていただくことを予定しています。

なお、スポンサー契約において、当社代表取締役社長鈴木聡が保有する当社の普通株式の全て(1,308,690株)を、払込日と同日における当該払込の直前までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、割当予定先が有することとなる上記の議決権の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値です。

さらに、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本第三者割当増資に係る募集株式の割当について株主の皆様にご承認を得ることが適切と判断し、本定時株主総会の議案として上程することといたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第44期、提出日平成31年3月22日）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（令和2年3月13日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

平成31年3月26日提出臨時報告書

1 [提出理由]

平成31年3月26日開催の当社取締役会において、特定子会社の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社倉元マシナリー
住所 : 宮城県名取市愛島台1丁目4番地の9
代表者の氏名 : 代表取締役社長 菅山 勝美
資本金 : 22,000千円（平成31年3月26日現在）
事業の内容 : 産業用自動化・省力化機械の設計・製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 194個

異動後 : 0個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 73.5%

異動後 : %

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社倉元マシナリーの平成31年3月22日現在における総株主等の議決権の数（264個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、東北地域において事業拡大を目指す株式会社シンメイと交渉を行い、慎重に検討した結果、株式会社シンメイへ株式譲渡をすることが株式会社倉元マシナリーの更なる成長と企業価値向上につながると判断し、本件株式譲渡に関する契約を締結致しました。当該譲渡に伴い、同社は当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日 : 平成31年3月28日（予定）

平成31年 3月28日提出臨時報告書

1 [提出理由]

平成31年 3月27日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成31年 3月27日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、鈴木聡、関根紀幸、佐藤昭則及び千葉和彦の4氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）（注）2
議案				（注）1	
鈴木 聡	52,166	3,339	-		可決 （93.98％）
関根 紀幸	52,255	3,250	-		可決 （94.14％）
佐藤 昭則	52,248	3,257	-		可決 （94.13％）
千葉 和彦	52,268	3,237	-		可決 （94.17％）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2．賛成割合の計算方法は、事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

令和2年 1月29日臨時報告書

1 [提出理由]

当社に対して提起されていた訴訟につき和解が成立しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 訴訟の提起があった年月日

2019年 2月13日（訴状送達日：2019年 3月 4日）

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称：有限会社うしちゃんファーム

住所：宮城県石巻市須江字豊石前1番地11

代表者の氏名：代表取締役 佐藤 一貴

(3) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当社は2017年11月15日に、当社旧桃生工場の不動産に関する売却契約を締結し、同月29日に引渡を完了しましたが、売却先である有限会社うしちゃんファームより、売買目的物に瑕疵があったこと、契約段階での当社の説明に義務違反があったことなどを理由に、登記手続費用、固定資産税、不動産取得税等の支払いを求めて訴訟が提起されたものです。

有限会社うしちゃんファームは、訴状において、当社に対して1,758万4,300円及び遅延損害金としてこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めていました。

(4) 訴訟の解決に係る事項

訴訟の解決があった年月日

2019年12月26日

訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

この度、仙台地方裁判所からの和解勧告を受け、協議の結果、訴訟継続による経営への影響や費用負担などを総合的に勘案し、和解に応じることと致しました。

和解の具体的内容については、和解条項に守秘義務条項が含まれているため、詳細の公表は差し控えさせていただきます。

(5) 今後の見通し

和解による2019年12月期の業績への影響は軽微となる見込みです。

3. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第44期有価証券報告書（提出日平成31年3月22日）及び第45期第3四半期報告書（提出日令和元年10月31日）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（令和2年2月19日）までの間に、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、現時点で変更及び追加すべき事項はありません。また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（令和2年3月13日）においても変更の必要はないものと判断しております。

4. 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」の第44期有価証券報告書（提出日平成31年3月22日）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（令和2年3月13日）現在、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第44期)	自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日	平成31年3月22日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第45期第3四半期)	自 令和元年7月1日 至 令和元年9月30日	令和元年10月31日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年 3月22日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤田 憲三 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度までに4期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失293百万円を計上したことにより、自己資本は54百万円の債務超過になるとともに、取引金融機関によって期限の利益の確保が短期にとどまっている状況にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社倉元製作所の平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社倉元製作所が平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成31年 3月22日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤田 憲三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに4期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても当期純損失290百万円を計上したことにより、自己資本は55百万円の債務超過になるとともに、取引金融機関によって期限の利益の確保が短期にとどまっている状況にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年10月31日

株式会社倉元製作所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤田 憲三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第45期事業年度の第3四半期会計期間（令和元年7月1日から令和元年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成31年1月1日から令和元年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社倉元製作所の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「継続企業の前提に関する事項」に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに5期連続で当期純損失を計上し、当第3四半期累計期間においても四半期純損失244百万円を計上したことにより、自己資本は301百万円の債務超過になるとともに、取引金融機関によって期限の利益の確保が短期にとどまっている状況にある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。